

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏から本市へ移住する者に移住支援金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を一体とした区域をいう。
- (2) 特別区 東京都の特別区をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島を含む市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (4) 地域づくり団体等 本市の地域住民が主体となつて行う生活機能のサポート等の地域課題の解決に向けた活動を通して、地域をより住みやすい社会にするために自主的、継続的に活動する団体であつて、次のアからカまでのいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 営利を主な目的とする団体
 - イ 趣味や親睦を主な目的とする団体
 - ウ 継続性の無い1回限りのイベントの実行委員会等
 - エ 団体構成人数が5人以下の団体
 - オ 活動開始から1年を経過していない団体
 - カ 活動内容が宗教的又は政治的である団体

(支給要件及び移住支援金の額)

第3条 市長は、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に対し、予算の範囲内において、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を支給する。この場合において、申請者又は申請者の配偶者の18歳未満の子を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を最大3人分まで加算する。

- (1) 移住等に関する要件 2人以上の世帯の場合にあつてはアからエまで、単身の場合にあつてはア、イ及びエのいずれにも該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳に記録された日の直前10年以内の期間において、通算して5年以上、特別区に居住していた又は東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、特別区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。ただし、東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、特別区内の大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者については、通勤をしていた期間に当該通学していた期間のうち修業年限を上限として加えることができる。
 - (イ) 住民基本台帳法の規定により本市が備える住民基本台帳に記録された日の直前に、連続して1年以上、特別区に居住していた又は東京圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、特別区内への通勤をしていたこと(ただし、特別区内への通勤の要件については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
 - イ 移住先に関する要件 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住支援金の申請時において、本市への転入日の翌日から起算して1年以内であること。
 - (イ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
 - ウ 世帯に関する要件(2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る。) 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住支援金の支給を申請する者(以下「申請者」という。)を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において転入日の翌日から起算して1年以内であること。
 - エ その他の要件 次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 申請者(2人以上の世帯の場合は、申請者が属する世帯員を含む。)が安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- (イ) 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者であること。
 - (ウ) 申請者を含む世帯員のいずれも、過去に移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時において18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり申請する場合を除く。
 - (エ) その他群馬県知事及び市長が移住支援金の支給の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 地域の担い手としての役割に関する要件 次のアからオまでのいずれかに該当すること。
- ア 就職に関する要件(一般の場合) 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人等であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の期間の定めのない労働契約に基づいて対象求人を行った法人等に就業していること。
 - (オ) 対象求人に応募した日が、当該対象求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。
 - (カ) (イ)に規定する法人等に、移住支援金の支給の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 就職に関する要件(専門人材の場合) 次の(ア)から(カ)までのいずれにも該当すること。
- (ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
 - (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する法人等であること。
 - (ウ) 週20時間以上の期間の定めのない労働契約に基づいて対象求人を行った法人等に就業していること。
 - (エ) (イ)に規定する法人等に、移住支援金の支給の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ テレワークに関する要件 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当すること。
- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 国が別途実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。
 - (ウ) 移住先においては、週20時間以上のテレワークを実施し、恒常的に通勤しないこと。
 - (エ) 勤務日数の5分の1を超えて就業先へ出勤することがないこと。
 - (オ) 就業先から通勤手当として定期券相当の交通費を支給していないこと。
- エ 関係人口に関する要件 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
- (ア) 支給対象者の要件 次のaからdまでのいずれかに該当する者であること。
 - a 本市に居住経験のある者
 - b 本市に通学又は通勤経験のある者
 - c 本市へ転入した日の属する年の前年までの5年間のうち、本市へふるさと納税を3年以上行っている者
 - d 本市において住宅を取得し、居住する者
 - (イ) 地域の担い手確保の要件 本市の区域内における就業又は活動等であつて、次のaからdまでのいずれかに該当する者であること。ただし、就業においては、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思によること。
 - a 農林水産業に就業する者
 - b 家業等へ就業する者
 - c 本市が認めた企業に正規職員として就業する者
 - d 本市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組におおむね3箇月に一度以上の頻度において継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
- オ 起業に関する要件 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・起業・就業型))を活用して群馬県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付の決定を移住支援金の申請日前1年以内に受けていること。

(申請)

第4条 申請者は、本市へ転入した日の翌日から起算して1年以内(申請者が前条第2号に定める要件を満たす就業をした者である場合は、申請時において就業していること)に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書の写し
- (2) 移住支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- (3) 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込みが可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名)を確認することができるものに限る。)
- (4) 移住先の就業先の就業証明書(様式第2号又は様式第3号)(前条第2号ア又はイの要件を満たす場合に限る。)
- (5) 移住先の就業先の就業証明書(様式第4号)(前条第2号ウの要件を満たす場合に限る。)
- (6) 移住元の住民票の除票の写し(2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認することができる書類)
- (7) 特別区内で勤務していたことが分かる企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類)(前条第1号ア(イ)の規定に該当する被用者又は雇用者に限る。)
- (8) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地及び在勤期間を確認することができる書類)(前条第1号ア(イ)の規定に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (9) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤地及び在勤期間を確認することができる書類)(前号の法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (10) 通学していた特別区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)(前条第1号ア(ア)後段に該当する者に限る。)
- (11) 移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書(様式第5号)(前条第2号エの要件を満たす場合に限る。)
- (12) 起業支援金の交付に係る決定通知書(申請者が前条第2号オの要件を満たす場合に限る。)
- (13) その他市長が必要と認める書類
(支給決定及び支給方法)

第5条 市長は、前条の申請の内容が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、移住支援金支給決定通知書(様式第6号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で申請者に支給するものとする。
(移住支援金の返還)

第6条 市長は、前条の規定により移住支援金の支給を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、支給決定者が当該各号に掲げる要件に該当することにつき、当該支給決定者が雇用されている企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 全額の返還 次のアからエのいずれかに該当する場合
 - ア 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年が経過する前に本市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(第3条第2号ア又はイの要件を満たす職に限る。)を辞した場合
 - エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合
(報告及び立入調査)

第7条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、支給決定者に対し、移住支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、移住支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

安中市長 様

移住支援金支給申請書兼請求書

安中市移住支援金支給要綱第4条の規定により、移住支援金の支給を申請し、及び当該移住支援金を請求します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 移住支援金の内容（該当する欄に丸印又は人数を記入してください。）

单身・世帯	单身	世帯	世帯の場合、同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人	左記の人数のうち、18歳未満の子の人数	人
移住支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業	

3 各種確認事項（該当する欄に丸印を付けてください。）

裏面の移住支援金の支給の申請に関する誓約事項に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
裏面の個人情報の取扱いに対する同意に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、安中市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（一般の就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 安中市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※Bの項目に該当する場合は、移住支援金の支給の対象となりません。

4 請求額

円

5 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	当座 ・ 普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

6 添付書類 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し

※確実に振込みが可能となる情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、店番号及び口座名義）を確認することができるものに限る。

(裏)

移住支援金の支給の申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の支給に係る報告及び立入調査を安中市から求められた場合は、速やかに応じます。
- 2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、安中市移住支援金支給要綱第6条本文の規定による移住支援金の返還の請求があったときは、当該各号の区分に応じ、当該移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年が経過する前に安中市から転出した場合 全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合 半額

個人情報の取扱いに対する同意

安中市が移住支援金の支給に際して得た個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への報告等のため、安中市から国、都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

上記内容について、誓約及び同意いたします。

年 月 日

申請者署名 _____ ㊟

様式第2号（第4条関係）

移住先の就業先の就業証明書（一般の場合）

年 月 日

安中市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊦

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	・週20時間以上の期間の定めのない労働契約 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である
就業者、代表者、取締役等の経営を担う者との関係	・3親等以内の親族に該当しない

※安中市移住支援金事業に関する事務のため、就業者の就業状況などの情報を安中市の求めに応じて安中市に提供することについて、就業者の同意を得ています。

様式第3号（第4条関係）

移住先の就業先の就業証明書（専門人材の場合）

年 月 日

安中市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	・週20時間以上の期間の定めのない労働契約 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
転職先への定着の意志	・特定のプロジェクト等の目的達成後に離職することが前提ではない
カテゴリー	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

※安中市移住支援金事業に関する事務のため、就業者の就業状況などの情報を安中市の求めに応じて安中市に提供することについて、就業者の同意を得ています。

様式第4号（第4条関係）

移住先の就業先の就業証明書（テレワーク）

年 月 日

安中市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先部署の所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載された就業者は、証明日時点で当社に継続勤務していることに相違ありません
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない
就業先へ行く頻度等	・週20時間以上のテレワークを実施し、恒常的な通勤を要しない ・勤務日数の5分の1を超えて就業先へ出勤することはない ・就業先から通勤手当として定期券相当の交通費を支給していない

※安中市移住支援金事業に関する事務のため、就業者の就業状況などの情報を安中市の求めに応じ、安中市に提供することについて、就業者の同意を得ています。

年 月 日

安中市長 様

移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書

安中市移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の関係人口要件に係る認定を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所	〒	
電 話 番 号		

2 支給対象者の要件（該当欄に○を付け、添付書類欄に記載する書類を添付してください。）

チェック欄	該当要件	添付書類
	安中市に居住経験のある者	戸籍の附票等（申請者の居住経験が証明できる書類）
	安中市に通学又は通勤経験のある者	・通学経験の場合…卒業証書の写し等 ・通勤経験の場合…企業等の就業証明書等
	安中市へ転入した日の属する年の前年までの5年間のうち、安中市へふるさと納税を3年以上行っている者	寄附金受領証明書の写し（3年分）
	安中市において住宅を取得し、居住する者	売買契約書や建物の不動産登記事項証明書の写し等

3 地域の担い手確保の要件（該当欄に○を付け、添付書類欄に記載する書類を添付してください。）

チェック欄	該当要件	添付書類
	農林水産業に就業する者	別紙1
	家業等へ就業する者	
	安中市が認めた企業に正規職員として就業する者	
	安中市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組におおむね3箇月に一度以上の頻度において継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者	別紙2

別紙 1

移住先の就業先の就業証明書（関係人口の場合）

年 月 日

安中市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

次のとおり相違ないことを証明します。

就 業 者 名	
就 業 者 住 所	安中市
就 業 先 所 在 地	安中市
就 業 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	年 月 日
就 業 先 の 主 な 事 業 内 容	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではなく、自己の意思による就業である。

※法人経営者又は個人事業主については、開業届出済証明書や個人事業等の納税証明書等を添付すること。

別紙 2

地域の担い手確保の要件に該当することの証明書（関係人口の場合）

年 月 日

安中市長 様

所在地
 団体名
 代表者名
 電話番号
 担当者

㊟

申請者は、安中市への移住前において、安中市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、今後も継続の意思があることを証明します。

申請者氏名	
申請者住所	安中市
申請者電話番号	
申請者の活動 参加開始日 ※1	年 月 日
活動参加の頻度 ※2	
団体等の主な 活動内容	
備 考	例) 団体等における申請者の役割等

※1 移住前において、初めて活動に参加した日を記載すること。

※2 移住前から現在において、おおむね3箇月に一度以上の頻度において継続的に参加していること。

年 月 日

様

安中市長

印

移住支援金支給決定通知書

安中市移住支援金支給要綱第5条の規定により、移住支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知します。

1 決定の内容

- (1) 移住支援金の額 円
- (2) 振込予定日 年 月 日（事務処理の都合により入金までに数日掛かる場合があります。）
- (3) 振込先
 - ア 金融機関の名称
 - イ 口座番号（下3桁）
 - ウ 口座名義

備考

- 1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、安中市移住支援金支給要綱第6条本文の規定により当該各号に掲げる額の移住支援金の返還を請求します。
 - (1) 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年が経過する前に安中市から転出した場合 全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合 半額
- 2 安中市移住支援金支給要綱第7条の規定により支給決定者に対し、移住支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、移住支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができます。この場合において、報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、移住支援金の返還の請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型による金利の引下げの適用について
 - (1) この通知書は、【フラット35】地方移住支援型による金利の引下げの適用を受ける際に必要な書類であり、この通知書を紛失した場合は、当該金利の引下げの適用を受けることができない場合があります。
 - (2) 安中市移住支援金支給要綱第6条本文の規定により移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地方移住支援型による金利の引下げの適用を受けることができない場合があります。
 - (3) 【フラット35】地方移住支援型による金利の引下げの適用を受けるためには、移住支援金の支給の決定日から5年以内に取扱金融機関に申し込む必要があります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - (1) この通知書は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際に必要な書類であり、この通知書を紛失した場合は、当該特別利率の適用を受けることができない場合があります。
 - (2) 安中市移住支援金支給要綱第6条本文の規定により移住支援金の返還を請求された場合は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けることができない場合があります。